

【イギリス】警察活動及び犯罪法案

海外立法情報課・岡久 慶

* 2008年12月18日、政府は下院に警察活動及び犯罪法案を提出した。法案は、警察の機構改革、性犯罪及びアルコール濫用への罰則強化、犯罪収益の没収等、多岐にわたる規定を定めているが、買春の刑事犯罪化規定が最も大きな争点になるものと目されている。

警察活動及び犯罪法案 (Policing and Crime Bill) は、「近所から全国まで：共に行う共同体の警察活動 (From the Neighbourhood to the National: Policing our Communities Together)」を始めとする幾つかの協議書を基に策定し、提出された法案である。元々労働党政権は体感治安の悪化に対し非常に敏感で、これまでに数多くの刑事司法関係法を定めてきたが、この法案もその一環とみなすことができる。前掲の協議書における、警察の機構改革の大きな柱は、警察内に住民の直接選挙で選ばれた代表を置くことで、地域住民の要望が反映し易い体質を作ることだった。本法案の前身として提案された警察活動及び犯罪減少法案草案にもこの規定が含まれていたが、地方自治体議員の激しい反対もあり、最終的に提出された法案からは削られることとなった。反対の理由としては、警察が政治に絡めとられることで活動の中立性が損なわれかねないこと、また投票率が極端に低い場合極右政党であるイギリス国民党が警察内に足がかりを築くことになりかねないことが挙げられる。

このような経緯で提出された警察活動及び犯罪法案は、8部91条と付則11から構成され、次のような規定を含んでいる。

第1部 警察改革

警察当局に担当地域における警察活動を行うにあたって、公共の意見を配慮することを義務づけ、警察の監査を行う警察監察部（内務省下の機関）にその活動の一環として、この要件の履行について報告することを義務づける。

第2部 性犯罪及び性的施設

イギリスでは売春自体は犯罪ではないが、第三者による利得確保、売春宿の運営、売春目的での街頭での客引き、並びに買春目的で執拗に勧誘し、又は買春目的で車両を歩道沿いをゆっくり走らせること (kerb-crawling) 等が禁止されてきた。本法案は売春に関わる条件の禁止をさらに強化し、次の規定を設ける。

- ・第3者の利益のために管理され売春を行う者の性的サービスを購入するために、金を支払うことを犯罪とし、最高で1,000ポンドの罰金を科す。この場合、購入した者が、売春を行う者が管理されていたことを知らなかったことは、抗弁事由とならない。これは特に人身取引の被害者の性的搾取(注1)を防ぐことを目的としている。

- ・買春を行う者が勧誘を行うことを犯罪とし、最高で 1,000 ポンドの罰金を科す。これは、執拗さ、又は車両の使用といった要件を除くことで、立件を容易にする。
- ・警視以上の階級を持つ警官に、売春又はポルノグラフィーに関係した犯罪に使われている施設を最長 6 月に渡って閉鎖する権限を与える。これは売春宿の運営禁止をさらに推し進めたものといえる。
また法案は、売春以外に関しても次のような規定を盛り込んでいる。
- ・性的な刺激を目的とした実演を提供する施設を、アダルトショップやポルノ映画館等と同列の性的施設と位置づけ、地方自治体による認可、管理を強化する。これはラップダンスを提供するクラブを標的にしており、過去 4 年間の間に全国で 300 か所にまで倍増した勢いに歯止めをかけたいとする意向がある。
- ・性犯罪者に課される海外渡航禁止命令を改正する。従来は、16 歳未満の児童に対して危険のある性犯罪者に 6 月まで適用されるものであったが、18 歳未満の児童に対して危険のある性犯罪者に 5 年まで適用され、さらに当該期間の間、旅券を警察に提出することが求められる。

第 3 部 アルコールの濫用

公共の場における飲酒に科される罰金を 500 ポンドから 2,500 ポンドに引き上げ、18 歳未満の者が 1 年に 3 回以上公共の場でアルコール飲料を所有していることを犯罪とし、500 ポンドの罰金を科する。

第 4 部 犯罪の収益

法の執行機関が、犯罪収益の没収以外の目的（証拠確保等）で差し押さえた資産を、その後の没収目的のため保持し続け、差し押さえた資産を没収命令を満たすために売却することが可能となる。

第 5 部 身柄引渡

18 の欧州の加盟国が、人や盗難・亡失物に関する情報を共有するデータベース「シェンゲン情報システム」を通じて送信された欧州逮捕状を、イギリスが執行する際の手続きを簡便なものとする。

第 6 部 航空の安全

空港の安全を向上させるために、空港の責任者及び地域を管轄する警察本部長の代理人等から構成されるリスク諮問委員会を設置する。同委員会は、空港に対するリスクを見積ったリスク登録簿を作成し、空港における警察の役割の明確化とこれに対して空港側が支払う金額を決定する。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 1 月 21 日現在である。)

(1) 「イギリスの人身取引に対する法制度」『外国の立法』220, 2004.8, p.79.

< <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/220/022006.pdf> >